










# 障害のある人等に関するマーク・標識を見かけたら、行動しましょう

障害のある人等に関するマークや標識は、障害のある人に対応した設備や取組、ルールなどが存在することを示したり、障害のある人等が支援を必要としていることを伝えたりするものです。

マーク・標識	意味	このマーク・標識を見かけたら…
	障害のある人が利用できる乗り物や建物、施設であることをわかりやすく表した世界共通のシンボルマークです。	このマークは「すべての障害のある人」を対象としています。車いすを利用する障害のある人だけに限定して使用されるものではありません。
	聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す耳のシンボルマークです。聴覚障害のある人がカードなどを身につけています。	聞こえが不自由な方から申し出があれば必要なサポートをお願いします。
	目に障害のある人の安全を考えた建物や設備などにつけられている世界共通のマークです。	信号機や音声案内装置など さまざまな場所に設置されています。
	体の内部に障害があることを表す「ハートプラス」というマークです。障害は目に見えるものだけではありません。外見では分かりにくく、さまざまな誤解なども受けやすい体の内部に障害がある人を表すマークです。	このマークをつけている人を見かけたら、体の内部に障害がある人への配慮をお願いします。
	人工膀胱・人工肛門を使用している人（オストメイト）であること、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。	このマークを見かけたら、体の内部に障害のある人であること、オストメイトのために配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。
	身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）への理解を広めるマークです。「補助犬を積極的に受け入れます」というお店側のメッセージがこめられています。	使用者が補助犬を同伴していても、介助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら積極的にお声かけをお願いします。また、補助犬には食べ物や水を勝手にあげたり、かわいいからといって見つめたり、触ったり、話しかけないようにしましょう。
	肢体不自由のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。	このマークをつけた車に、やむを得ない場合を除き「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。
	聴覚障害のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。	
	障害のある人の中には、自分から「困っている」ことを伝えることが苦手な人もいます。このマークは、障害のある人がいざという時に必要な支援や配慮を周りの人にお願いしやすくするためのマークです。ヘルプマークの趣旨を理解し、適切な利用にご協力ください。 <small>※ヘルプマークは福祉課窓口で配布しています。</small>	このマークを示された時には、書かれている内容にそったサポートをしましょう。

## 障害者虐待の防止に向けてご協力をお願いします

**Q** さまざまなことが虐待にあたりますか？

**A** 「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）」「経済的虐待」の5種類の行為が虐待にあたります。

**Q** 虐待を発見したらどうすればいいですか？

**A** 速やかに福祉課障害福祉班に通報をお願いします（国民の通報義務）。守秘義務がありますので、誰が通報したか知られてしまう心配はありません。

配はありません。

**Q** 虐待の通報があった場合、障害者はどのようにして保護されますか？

**A** 町の職員が速やかに事実確認を行います。立ち入り調査を行うこともあります。その後、虐待の程度や緊急性などに応じて、見守り、相談支援、一時保護施設への入所などの対応を行います。



## ちば障害者等用駐車区画利用証制度

公共施設や商業施設などの施設に設置されている「身体障害者等用駐車区画（車いすマークがある駐車区画）」を必要とする方に利用証を交付しています。

### 対象者

日常生活において、障害等を理由に歩行が困難であると認められる方

例 障害者・高齢者・妊産婦・けが人等

### 利用証の使い方

象駐車区画に駐車すると

きには、ルームミラーに利用証をかけるなど、車外から見えるように



### 揭示します。

千葉県または福祉課妊産婦は健康こども課にて交付します。申請には障害者手帳などの確認書類の提示が必要です。

問 福祉課障害福祉班

☎ (84) 12557

健康こども課健康づくり班

☎ (82) 34000

千葉県健康福祉指導課

☎ 043(22)33924